

広島県透析連絡協議会会則（注；改定案）

第1章 総 則

（名称及び事務所）

第1条 この会は、広島県透析連絡協議会と称し事務所を広島県内に置く。
英文表記は、Hiroshima Dialysis Association（HDA）とする。

（目的）

第2条 この会は、（公社）日本透析医会、他都道府県透析医会及び透析に従事する医師（以下透析医とする）との連絡協議を密にし、透析医療の向上発達・透析医の親睦を図り、社会福祉の増進に貢献することを目的とする。

（事業）

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）わが国の医療制度、とくに透析医療制度の調査研究に関する事項
- （2）社会保障制度及び医療保険制度その他透析医療に係わる諸法規の調査研究に関する事項
- （3）災害時における透析医療の確保を図るために行う活動に関する事項
- （4）政府、その他の関係機関並びに関係団体との連絡協調に関する事項
- （5）関係学会との連絡協議に関する事項
- （6）透析医療従事者の教育・指導及び養成確保に関する事項
- （7）透析医療従事者の職域地位向上に関する事項
- （8）機関紙その他の刊行物発行に関する事項
- （9）透析治療材料及び薬品の調査研究に関する事項
- （10）透析治療患者の社会復帰の促進及び啓発に関する事項
- （11）透析治療患者の医療機関並びに相談施設の設置経営に関する事項
- （12）その他この会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会 員

（会員）

第4条 この会の会員は、広島県医師会の会員で、この会の目的に賛同し、入会を届け出たものとする。

第5条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることにつとめなければならない。

（入会及び会費）

第6条 この会に入会しようとする者は、会長が定める入会申込書により入会を届け出なければならない。

2 会員及び会員の所属する施設は、会費を納めなければならない。

- 3 会費は、年会費と臨時会費とする。
- 4 会費の額は、幹事会の議決を経て会長が定める。

(退会)

第7条 この会を退会しようとする者は、その旨を届け出なければならない。

(除名及び戒告)

第8条 会員であって、次の各号の1に該当する者は、幹事会の議決を経て戒告又は除名されることがある。

- 1 医師の倫理に違背し、会員たる名誉又は本会の名誉を毀損した者
- 2 本会の定款に違反し、若しくは秩序を乱した者

第3章 役員等

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
幹 事	5－15名
監 事	2名

- 2 幹事及び監事は、総会において選任する。
- 3 幹事は互選により会長及び副会長を定める。
- 4 幹事及び監事は相互に兼ねることができない。

(職務)

第10条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、会務を処理する。
- 4 監事は、会務を監査し、会議に出席して意見を述べる事が出来る。

(任期)

第11条 役員任期は、2年とする。

但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により新たに就任した役員任期は、現在役員任期満了と同時に終るものとする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(名誉会長、顧問及び参与)

第12条 この会に名誉会長、顧問及び参与（以下「名誉会長等」という。）を置くことができる。

- 2 名誉会長等は、総会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

3 名誉会長等の任期は2年とする。

4 名誉会長等は会長の要請にもとづき又は必要に応じ、会議に出席し意見を述べる
ことができる。

第4章 会 議

(会議の種類及び開催)

第13条 会議は、総会、幹事会の二種類とし、過半数の出席をもって会が成立する。

2 定例総会は2年に1回、臨時総会は会員の総数の3分の1以上の要請があったとき、
或は幹事会が必要と認めたとき、開かなければならない。

3 会議は会長が招集する。

(議長)

第14条 会議議長は、会長がこれに当る。

(議決)

第15条 会議の議事は、この会則に別に定めるもののほか、出席者の過半数の同意をも
って決する。

(書面表決)

第16条 やむをえない理由のため、会議に出席できない会員、幹事は、あらかじめ通知
された事項について、書面をもって表決し、或は他の出席者を代理人として表決を委任す
ることができる。

この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の承認)

第17条 次の事項は、総会の承認を求めなければならない。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 収支予算に関する事項
- (3) 収支決算に関する事項
- (4) その他幹事会において必要と認めた事項

(幹事会の議決事項)

第18条 この会則の別に定めるもののほか、次の事項は、幹事会の議決を経なければな
らない。

- (1) 収支の予算及び決算に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 事業報告の承認に関する事項
- (4) その他この会の運営に関する重要な事項

(専門委員会)

第19条 会長は、必要と認めるときは、幹事会の議決を経て専門委員会を設置することができる。

2 幹事会は、その権限の一部を専門委員会に委任することができる。

3 その他専門委員会に関する事項は、会長が幹事会の議決を経て別に定める。

第5章 会 計

(経費)

第20条 この会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 この会の一会計年度に属する収入、支出の出納に関する事務は、翌年度5月31日までに完結しなければならない。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第22条 この会則は、総会において出席した会員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第23条 この会の解散は、総会において出席した会員の4分の3以上の同意があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、幹事会の議決を経て、本会と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第7章 雑 則

(委任)

第24条 この会則の施行について必要な事項は、幹事会の議決を経て別に定める。

適用年月日 昭和54年3月1日

改訂年月日 平成16年4月3日

改訂年月日 令和 6年4月6日

備考：総会につきまして、毎年1回を2年に1回に変更する。